=申告は、正しくお早め

ご不明な点など、

お気軽にお問い合わせください。

- ☎(0532)52局6201

などの適用を受けようとする方 借入金等特別控除 《確定申告に必要なもの) (最初の年の み

固定資産税を経費とする事業収入があ 課税明細書(農業・営業・不動産など、 申告書の控えも持参) ⑥固定資産税 内訳書の控え、平成24年度分償却資産 業収入がある方のみ。平成22年分収支 数枚ある場合はすべて) ⑤収支内訳 料、生命保険料、地震保険料など)4源 書(営業・農業・不動産、 泉徴収票(金額の多少に関わらず、複 除証明書(社会保険料、国民年金保険 し込む場合は通帳印) ②申告書 3 控 **印鑑**(新規に口座振替での納税を申 その他の事

その他の所得が20万円を超えた方、

の収入金額が400万円以内、かつ、 400万円を超えた方、公的年金等

《確定申告が必要な方》

年間に得た所得にかかる 人が1月から12月までの

国の税金です。

事業所得や不動産所得のあ 公的年金等の収入金額

▶税務課

退職し、 場合

☎23局3509 图 23局0180

※①·②は、2月1日 (水) くなった場合 納税をしたが、確定申告の必要がな 橋税務署および市役所税務課で環 付申告を受け付けています。

難に遭った場合(雑損控除)

宅ローンなどの借入で取得した場合

年齢(歳)

合(医療費控除) ③マイホームを住

②医療費を多く支払った場 年末調整を受けなかった

上乗せ部分 25万円

廃止

-般扶養 一般扶養 控除 38万円

15 16

《平成23年分からの主な改正

ます) 円以下の方で、かつ、その他の所得 民税の申告が必要になる場合があり 告が不要になりました。 金額が20万円以下の場合は、 公的年金等の収入金額が400万 (なお、 確定申 市県

りました。 扶養控除額が63万円から38万円にな の上乗せ部分(25万円)が廃止になり 16歳以上19歳未満に対する扶養控除 38万円)が廃止されました。また、 扶養親族に対する扶養控除 ●扶養親族のうち16歳未満の年少 (控除額

とができます。

定申告をすることで還付を受けるこ め過ぎになっていることがあり、 れた税金や予定納税をした税金が納

確

一般扶養 控除 38万円

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合には、

源泉徴収さ

間名親等加算 10万円

老人扶養 控除 48万円

70

●サラリーマンの方で、年の途中で

(住宅借入金等特別控除) 4 災害や盗 から豊 **5**予定 害者に対する障害者控除額が75万円 除または配偶者控除の額に35万円を 障害者である場合において、 または控除対象配偶者が同居の特別 加算する措置に代えて、同居特別障 に引き上げられました。 扶養控除の改正に伴い、 扶養親族 扶養控

《その他の申告について)

税」の申告は3月15日(木)までです。 費税」の申告は4月2日(月)、「贈与 「個人事業者の消費税及び地方消

《休日における確定申告の受付》

階大会議室) 受付終了時刻が早まる場合があります) 午前9時~午後5時(混雑状況により 日時=2月19日(日)・26日 場所=豊橋税務署(豊橋合同庁舎1 日 日

☎(0532)52局6201

▼豊橋税務署

※詳しくはお問い合わせください。

年末調整を受け、

医療費控除や住宅

番号がわかるもの 年間取引報告書

(通帳など)

所得以外の所得が20万円を超えた方

❸給与の年収が2000万円以下で

か所以上から給与を受けた方、

費控除を受ける方のみ)

8上場株式

てんされた金額がわかるもの(医療

▽医療費の領収書と、保険などで補

る方のみ。平成23年5月に送付済み)

等の配当支払通知書または特定口座

◎本人名義の口座

年収が2000万円を超えた方、2

えた方

2サラリーマンで、

年中の所得が所得控除の合計額を超

利益があった方などのうち、

平成 23

りの特定口座以外で株式等を譲渡し 土地や建物を売った方、源泉徴収有

22

18 19

特定扶養 控除 63万円